

要 旨

1 我が国における博物館制度の沿革～見解作成の背景～

「博物館法」は1951年12月に制定され、保護・助成に値する博物館の登録制度や学芸員資格等が規定された。1955年7月に「博物館法」が改正され、博物館相当施設の規定が追加された。一方、1950年には「文化財保護法」が制定された。国立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構の国立館）は、同法にその設置根拠を置く。つまり日本の博物館を代表しそれを牽引する国立博物館は、「博物館法」が定める「博物館」ではない。このような我が国の博物館制度の大きな欠陥は度々指摘されてきた。しかし2008年の博物館法改正に際しても登録博物館制度や学芸員資格等に係る不備の抜本的解消には至らなかった。

2 2022年改正博物館法に関して～現状及び問題点～

2022年に再び博物館法が改正され、法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことが追加された。また登録要件が見直され、博物館の設置者要件は撤廃され、法人類型にかかわらず登録できるようになった。登録審査に当たっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究をも行う体制の基準に基づいて審査することとし、この基準の詳細は都道府県等教育委員会が定めることとされた。さらに登録審査の手続等も見直され、都道府県等教育委員会は登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならない等となった。しかしこの法改正を経ても、1951年の制定以来博物館法に規定される登録博物館制度の構造的な不備や学芸員資格等の課題は是正されずに存続している。

3 今後の博物館制度のあり方について

(1) 博物館登録制度の一本化

1955年の改正博物館法以来変わらず「国立館」は「博物館相当施設」とされるが、新たな登録制度で「登録博物館」として一本化されるべきである。

(2) 登録基準

多様な設置主体に対応しつつ、全国的に一律の、また時間を経ても一貫したレベルと質が保証されなければならない。博物館全体に通底する共通基準と館種ごとの特定基準がなければならない。このような審査基準の策定と審査の正当性を検証し、博物館に助言を与える第三者機関の設置が必要である。

(3) 博物館の質の向上のための学芸員制度改正

専門性、現場経験を重視しチーム力向上のために「専門学芸員」、「総合学芸員」を設定し、全ての学芸員を研究者として認定する。各種の専門職能の配置が必要である。